

きょうどうせいかつえんじょ

# 共同生活援助

## つなぐむ

じゅうようじこうせつめいしょ

## 重要事項説明書

- 1 共同生活援助サービスを提供する事業者について
- 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について
- 3 共同生活住居の構造・設備について
- 4 職員体制等について
- 5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について
- 6 その他の費用について
- 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について
- 8 サービスの提供にあたっての留意事項
- 9 虐待の防止及び身体拘束廃止の為の措置について
- 10 秘密の保持と個人情報保護について
- 11 緊急時の対応方法について
- 12 協力医療機関について
- 13 事故発生時の対応方法について
- 14 非常災害時の対策
- 15 苦情解決の体制及び手順
- 16 心身の状況の把握
- 17 連絡調整に対する協力
- 18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携
- 19 サービス提供の記録
- 20 指定共同生活援助サービス内容の見積もりについて
- 21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項
- 22 サービス提供開始可能年月日
- 23 重要事項説明の年月日

# 重要事項説明書

作成日：2025年3月1日

## 1 共同生活援助サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Reve
代表者氏名	代表取締役 松橋 沙江子
本社所在地 (連絡先)	〒065-0028 札幌市東区北28条東9丁目3番3号 ポラリスビル 2階
法人設立年月日	2022年1月6日

## 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業の所在地等

事業所名称	つなぐむ月寒	つなぐむ平岸	つなぐむ白石
サービスの 主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等 難病患者など		
サービス内容	共同生活援助（令和2年8月1日指定）		
管理者	成田 裕美		
サービス管理 責任者	サービス管理責任者名：松橋 沙江子		
主たる事業所 所在地及び住居 所在地	〒062-0052 札幌市豊平区月寒 東 2条11丁目12 番16号 ソレイユ月寒 101号室	〒062-0932 札幌市豊平区平岸 2 条3丁目6番27号 セゾンドブランシェ平岸Ⅲ 103号室	〒003-0029 札幌市白石区平和通 15丁目北4番14号
連絡先 相談担当者名	011-598-9659 成田 裕美		
利用定員	6名	4名	4名

2 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者 総合支援法に基づいて適切な運営管理を図りサービスを提供する目的
運営方針	個々のニーズ・スキルによる自立向上を目的とする支援

3 共同生活住居の構造・設備について

	つなぐむ月寒	つなぐむ平岸	つなぐむ白石
住居区分	マンション 個別タイプ	マンション 個別タイプ	戸建て型
所有者名	管理会社 オール	管理会社 東和	国立不動産株式会社
居室数	4室	4室	4室
部屋番号	事務所 (101号室) 102号、103号、105号、202号、205号、207号	事務所 (103号室) 107号、201号、202号、208号	1階 A部屋 2階 B部屋、C部屋 D部屋
各設備	居室、便所、ふろ場、 台所、収納	居室、便所、ふろ場、 台所、収納	居室、便所、ふろ場、 台所、収納
入居者1人あたりの居室の最小床面積	18.66㎡～	18.66㎡～	10.944㎡～

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス管理責任者	利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行う。
世話人	食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

せい かつ し えん いん 生活支援員	しょくじ にゆうよく はい とう かいご おこな 食事や入浴、排せつ等の介護を行う。
やかん しえんじゆうじしゃ 夜間支援従事者	やかんひつよう はいせつとう ひつよう かいご おこな 夜間必要な排泄等の必要な介護を行う

(2) 職員配置

しよく 職	しゆ 種	いんすう 員数	じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきん 常勤 かんさん 換算	び 備 こう 考
			せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務		
かん 管	り 理	しゃ 者	1名	1名				
さーびす サービス	かんり 管理	せきにんしゃ 責任者	1名～			1名～		
せい 生活	かつ 支	しえんいん 援員	1名～			1名～		
せ 世	わ 話	にん 人	1名～			1名～		
やかん 夜間	しえん 支	じゆうじしゃ 援従事者	1名～			1名～		

(3) 勤務体系

しよく 職	しゆ 種	きん 勤	む 務	たい 体	けい 系
かん 管	り 理	しゃ 者	へいじつ 平日9:00～18:00 (休憩1時間)		
さーびす サービス	かんり 管理	せきにんしゃ 責任者	平日1時間勤務(9時から18時の間)		
せい 生活	かつ 支	しえんいん 援員	にっまん 日勤9:00～18:00 (休憩1時間)	おそばん 遅番13:00～18:00	
せ 世	わ 話	にん 人	日勤9:00～18:00 (休憩1時間)	遅番13:00～18:00	
やかん 夜間	しえん 支	じゆうじしゃ 援従事者	22:00～翌6:00 (休憩1時間) (月寒・平岸) (但し、緊急時対応の場合は別途1時間、休憩時間とする) 18:00～翌9:00 (休憩3時間) (白石)		

## 5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
きょうどうせいかつえんじよ <b>共同生活援助</b> けいかく さくせい <b>計画の作成</b>	りようしゃ いこう しんしん じょうきょうとう おこな せいかつぜんばん 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般 の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した きょうどうせいかつえんじよけいかく さくせい 共同生活援助計画を作成します。
りようしゃ <b>利用者</b> たい そうだん <b>に対する相談</b>	りようしゃ およ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうとう はあく 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握 し、適切な相談、助言、援助等を行います。
しょくじ ていきょう <b>食事の提供</b>	せわにん えいよう かくじん しこう かんが と こんだて く 世話人が栄養と各人の嗜好を考へて、バラエティーに富んだ献立を工 夫し、提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は たいしょうがい 対象外サービスです。) 食事提供に関しては、業務委託先と連携中・自 社で休み時は対応します。提供時間は朝：7時から9時、昼：12時か ら14時、夕：16時から18時。
けんこう かんり <b>健康管理</b> きんせんかんり えんじよ <b>金銭管理の援助</b>	しょくたくいし しんさつび もう せわにんなど ・嘱託医師により、診察日を設けるとともに、世話人等により 観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、 しゅじい きょうりょくいりようきかんとく せきにん ひつ 主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。ま りようしゃ がいぶ いりようきかん つういん ばあい つ そ など た、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等 について配慮します。 せいかつび かんりほうほう しとほうほうなど ひつよう おう そうだんしえん ・生活費の管理方法や使用方法等について必要に応じて相談支援を おこな 行います。
よかかつどう しえん <b>余暇活動の支援</b>	ちいきしょうてん たんどくか ものなど しえん じしゅせい そだ よか 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇 かつどう ちいきぎょうじ じょうほう ていきょう さんか そくしん 活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
きんきゅうじ たいおう <b>緊急時の対応</b>	ていきょうちゅう りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合 ほかひつよう ばあい すみ しゅじい れんらく おこな など ひつよう そち その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置 こう りようしゃ あらかじ してい れんらくきき れんらく を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>にっちゅうかつどう ば など 日中活動の場等 れんらく ちようせい の連絡・調整</p>	<p>にっちゅう じりつくんれんじぎょう どうほか りよう ばあい 日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、 しよくば つうきん ばあいてう ひつよう おう ていきようじぎようしゃ また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や しよくばとう れんらく・ちようせい おこな 職場等と連絡・調整を行います。</p>
<p>ざいさんかんりなど 財産管理等の にちじようせいかつ 日常生活に ひつよう えんじよ 必要な援助</p>	<p>しよくじ はいせつ にゆうよく きが せいようなど にちじようせいかつ ひつよう 食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な えんじよ おこな ざいさんかんり しえん ひつよう りようしゃ せいねん 援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年 こうけんせいど りよう そくしん ひつよう えんじよ おこな 後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。</p>
<p>やかん しえん 夜間における支援</p>	<p>やかん しえん おこな はいち しゅうしんじゆんび かくにん ねがえ 夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや はいよとう しえん おこな きんきゆうじ たいおう おこな 排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。</p>
<p>たいけんりよう 体験利用に おける支援</p>	<p>けいやく きぼう かた せいかつじよう ふあん かいしやうなど もくてき 契約を希望されている方に、生活上の不安を解消等を目的として せいしき けいやくしゅうけつまえ たいけんりよう しえん おこな 正式な契約終結前に「体験利用」として支援を行います。</p>

## (2) サービス料金

### <提供 するサービスの料金 とその利用者負担額について>

ていきよう さーびす こうせいろうどうしやう こくじ たんか りようりよう はっせい  
提供 するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

りようしゃふたん げんざい りよう しょとく ちゃくもく ふたん しくみ わり ていつふたん しょとく  
利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得  
おう ふたんじようげんげつがく せつてい  
に応じた負担上限月額の設定）となっています。

ていつふたん じっぴふたん ていしょとく かた はいりよ けいげんさく こう  
定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

- ※ しょう ふくし ていつふたん しょとく おう ふたんじようげんげつがく せつてい つき  
障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に  
りよう りよう かいじやう ふたん しょう  
利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ふたんじようげんげつがくとう かん しょうさい す しちようそんまどぐち といあわ  
負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

- ※ かいごきゆうふひとう じぎようしゃ だいいりじりよう おこな りようしゃ しょうかんばら きぼう ばあい  
介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合  
は、かいごきゆうふひとう ぜんがく しはらい ばあい  
介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供  
しょうめいしょ こうふ りようしゅうしょ そ す しちようそん かいごきゆうふひなど しきゆう  
証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給  
りようしゃふたながく のぞ しんせい  
(利用者負担額を除く)を申請してください

## 6 その他の費用について

内容	料金		
	つなぐむ月寒	つなぐむ平岸	つなぐむ白石
家賃	月額36000円 (内訳は※参照)	月額36000円(契約時は144000円の敷金もかかったが、利用者請求はせず)	月額36000円 (内訳は※参照)
入居時初期費用	92000円	92000円	92000円
共同水道料	じっぴ実費	月額2700円	
町内会費		月額300円	
共益費		月額2000円	
火災保険料※	17270円	7850円	
光熱費・共益費・水道代・生活用品などの月平均額			21700円(31日分)日額700円 (10月から4月は暖房費・除雪費として月額4000円追加します)

- ・入居時は、入居費初期費用と共同水道料・町内会費・共益費・火災保険を合わせた額になります。
- ・支払いは、家賃・共同水道料・町内会費・共益費は当月の10日までに支払い、食費や送迎費などは月末締めで翌月10日までの支払いとなります。

※月寒の家賃について(実際家賃:24000円に、全体で徴収する共益費:2000円、町内会費:300円、24時間管理料:1100円で、まずは、27400円。そこに、初回保証料:40000円、クリーニング代:27500円、集会所分(42850円)と月額駐車場代(9350円)分の総額119700円を全部屋分の4部屋で割ると、29925円となり、実際の家賃は、27400円+29925円で57325円となるため、最低家賃の36000円とする)

※平岸の家賃については家賃以外の諸経費を合算した合計額が月額になります。

(2階までは、合計月額 41000 円、3階以上は別途料金追加されます。)

※白石の家賃について(実際家賃：94600 円を4部屋で割ると 23650 円に、全体で徴収する火災保険料 20680 円、初回保証料：94600 円、ハウスクリーニング代：88000 円で総額 203280 円を全部屋分の4部屋で割ると 50820 円となり、23650 円+50820 円+21700 円(生活日用品、水道代、公益費、光熱費 31 日分で計算)などを平均。公共料金は徴収金額が多かった場合には、イベント時等に使用します。余剰金が出たときには返金させていただきます。

日用品の内訳：Wi-Fi料金、トイレトーパー、ティッシューパー等の消耗品、洗濯洗剤、シャンプー等のお風呂用品・お誕生会などのイベント費など。

※火災保険料については、2年で更新のため、その都度料金の見直しがかかります。また保険会社の変更により値段が上がる場合があります。(2年以内に退去時は、差額返金します。)

※入居費初期費用内訳：その月の家賃 36,000 円+1ヶ月分の家賃 36,000 円(退去時の修繕費にこの金額あてます。それ以上に破損や修理必要時は別途請求となります。使用しないときは退去時返金となります。) +公益費+町内会費+退去時のクリーニング費2万円となります。ユニットによっても異なるため、入居時請求書にて確認してください。

### 食費

朝食	300円
昼食	400円
夕食	500円

<p>利用者負担額 その他の費用の 支払い方法について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用する月の10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の10日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い</p> <p>(イ)事業者指定口座への振り込み (振込手数料はご利用者様負担でお願い致します)</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>
---	--

	<p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。</p>
--	--

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 入居の際、防災カーテン・防災カーペット、IHコンロ・電子レンジ、ポットなどはご自身でご用意して頂きますのでご了承ください。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

### (3) 共同生活援助計画の変更等

「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

ぎゃくたい ぼうしおよ したいこうそくてきせいか そち  
**9 虐待の防止及び身体拘束適正化のための措置**

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきになんしゃ 虐待防止に関する責任者	まつはし さえこ 松橋 沙江子
------------------------------------	--------------------

- ② 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

- ③ 成年後見制度の利用を支援します。

- ④ 苦情解決体制を整備しています。

- ⑤ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(2) 身体拘束等の適正化のため、次の措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

- ② 身体拘束に関する責任者を選定しています。

したいこうそくとう かん せきになんしゃ 身体拘束等に関する責任者	まつはし さえこ 松橋 沙江子
--------------------------------------	--------------------

- ③ 身体拘束等の適正化の為に、対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

- ④ 世話人等の従業員に対する研修を実施する等の措置を講じます。利用者又は

他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合(①切迫性

②非代替性③一時的かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケース

に限られる)についてのみ身体拘束を行うことがあります。身体拘束が必要な場合は、

利用者又は家族に説明し、同意を受けます。その様態及び時間、その際の利用者の心身

の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 秘密の保持と個人情報保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者の（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者家族の個人情報についても、当該利用者家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 11 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

緊急時連絡先：011-598-9659

## 12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。

ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人 敬仁会 函館おしま病院		
代表者	理事長 河端 聡		
所在地	〒040-0021 函館市的場町19番6号		
電話番号	0138-56-2308		
診療科	いっばんないか かんわ 一般内科・緩和ケア	にゅういんせつび 入院設備	あり

## 13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	さっぽろし 札幌市
市町村	担 当 部 ・ 課 名	ほけんふくしきまくしやう ほけんふくし ぶしやう ふくしか 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
市町村	電 話 番 号	011-211-2938

ほんじ ぎょうしゃ かき そんがいばいしょうほけん かにゆう  
**本事業者** は、下記の**損害賠償** 保険に加入しています。

ほけんがい しゃめい そんがいほけん じゃぼん にほん こうあ かぶしきがいしゃ  
**保険会社名** 損害 保険ジャパン日本興亜株式会社

ほ けん めい  
**保 険 名** ウォームハート

ほしょう がいよう しせつ せいさんぶつ じゆたくぶつ きよたく かいごしえん  
**保障の概要** 施設・生産物・受託物・居宅サービス介護支援

け が およ ばいしょうせきにん じょうきほけんてきおうない ほしょう  
**怪我及び賠償責任については、上記保険適応内の保証までとする。**

#### 14 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消 防 計画により対応いたします。		
へい じ くんれん 平 時 の 訓 練	べつ さだ しょうぼうけいかく のつと ひなんくんれん ねん じっし 別に定める消 防 計画に 則 り、避難訓練を年2 回実施します。		
ぼう さい せつ び 防 災 設 備	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機	あり 有	しょうかき ・消火器 有
	も ・ガス漏れ報知器	あり 有	ゆうどうとう ・誘導灯 有
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	—	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置 —
	しつないぼうかせん ・室内防火栓	—	・スプリンクラー —
	など ぼうえんきのう もの しょう ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。		
	しんさい そな びちく しょくりょう いんりょうすいみつかぶん ・震災に備えての備蓄（食 糧 ・ 飲 料 水 3 日分）		
	(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐 中 電 灯 等)		

#### 15 苦情解決の体制及び手順

- (1) ていきょう しういきょうどうせいかつえんじょ かかわ りようしゃおよ かぞく ていきょう かかわ  
**提供**した**指定** **共同生活援助**に係る**利用者**及びその**家族**からの**サービス提供**に係る  
 ご相談及び苦情、虐待などのご相談のための受付窓口を設置します。（下表に記す  
 じぎょうしゃ まどぐち  
**【事業者の窓口】**のとおり）
- (2) そうだんおよ くじょう えんかつ てきせつ たいおう たいせいおよ てじゆん い か  
**相談**及び**苦情**に円滑かつ適切に対応するための**体制**及び**手順**は以下のとおりとします。
- ① りようしゃ じょうせつまどぐち いんさつぶつ はいふ しゅうち  
**利用者**には、**常設** **窓口**について印刷物で配布し、周知する。
- ② くじょう そうだん ばあい りようしゃ じょうきょう しょうさい はあく ひつよう おう  
**苦情**または**相談**があった場合、**利用者**の**状 況**を**詳 細**に把握するよう、**必要**に応じて  
 じょうきょう き と ほうもん じっし じじょう かくにん おこな  
**状 況**の聞き取りのため**訪問**を実施し、**事情**の**確認**を 行 う。
- ③ たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらくちょうせい おこな りようしゃ  
**対応**内容に基づき、**必要**に応じて**関係者**への**連絡** **調整**を 行 うとともに、**利用者**へは  
 かなら たいおうほうほう ふく けつかほうこく おこな じかん よう ないよう むね  
**必 ず**対応方法を含めた**結果報告**を 行 う（時間を要する内容についても、その旨を翌日

れんらく  
までに連絡することとする)

しぎょうしゃまどぐち 【事業者 窓口】 かぶしきがいしゃ レーヴ 株式会社 Reve	しよ ざい ち 所在地	ほっかいどうきつぽろしひがしく きた じょうひがし ちやうめ ばん ごう 北海道札幌市東区北28条 東 9丁目3番3号 ポラリスビル2階
	でんわばんごう 電話番号	0 1 1 - 5 9 8 - 9 6 5 9
	ファックスばんごう FAX 番号	0 1 1 - 5 9 8 - 9 6 6 0
	うけつけじかん 受付時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

## 16 心身の状況の把握

していきょうどうせいかつえんじよ ていきょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう お  
指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている  
かんきょう ほか ほけんいりよう また ふくし りようじょうきょうなど はあく つと  
環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものと  
します。

## 17 連絡調整に対する協力

きょうどうせいかつえんじよじぎょうしゃ していきょうどうせいかつえんじよ りよう しちやうそんまた そうだんしえん  
共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援  
じぎょう おこな れんらくちやうせい かぎ きょうりよく  
事業を行うものが連絡調整にできる限り協力をします。

## 18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

していきょうどうせいかつえんじよ ていきょう あた しちやうそんほか していきょう ふくし じぎょうしゃおよ  
指定共同生活援助の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び  
ほけんいりよう ふくし ていきょうしゃ みっせつ れんけい つと  
保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 19 サービス提供の記録

- ① していきょうどうせいかつえんじよ じっし ていきょうび ないよう じっせきじかんすう がいぶ  
指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数（外部サ  
りようがた ばあい およ りようしゃふたんがくなど ていきょう しゅうりようじ りようしゃ かくにん  
ービス利用型の場合）及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認  
う  
を受けることとします。
- ② していきょうどうせいかつえんじよ じっし ていきょうじっせききろくひよう きろく おこな りようしゃ  
指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の  
かくにん う  
確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存さ  
れるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
ふくしゃなど ひよう じっぴ ふたん  
（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

**20 指定共同 生活援助サービス内容の見積もりについて**

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

**21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項**

<p>感染症対策</p>	<p>事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで外出、共用部分の利用、居室の出入りなど制限をさせていただきます。</p>
<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理させていただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。</p>
<p>喫煙</p>	<p>電子タバコのみ可能です。 また、施設内での紙巻きタバコは禁止とさせていただきます。</p>
<p>飲酒</p>	<p>服薬中の方には原則禁止とさせていただきます。</p>
<p>宗教活動 政治活動 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

**22 サービス提供 開始可能年月日**

<p>サービス提供 開始が可能な年月日</p>	<p>2023年8月1日</p>
-------------------------	------------------

**23 重要 事項説明の年月日**

<p>この重要 事項説明書の説明年月日</p>	<p>せいれき (西暦)</p>	<p>ねん 年</p>	<p>がつ 月</p>	<p>にち 日</p>
-------------------------	------------------	-------------	-------------	-------------

とうじぎょうしゃ ほんしよめん ちと じゅうようじこう せつめい  
 当事業者は、本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業 者	所在地	ほっかいどうさっぽろしひがしくきた じょうひがし ちやうめ ほん ごと 北海道札幌市東区北28条東9丁目 3番3号 ポラリスビル2階
	法人名	かぶしきがいしゃ レーヴ 株式会社 Reve
	代表者名	まつはし さえこ いん 松橋 沙江子 印
	事業所名	つ な ぐ む
	説明者氏名	

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う  
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

この重要 事項説明書の同意年月日	せいれき (西暦)	ねん 年	がつ 月	にち 日
------------------	--------------	---------	---------	---------

利用 者	住所	
	氏名	いん 印

保証 人	住所	
	氏名	いん 印